

福岡市社会福祉協議会第6期地域福祉活動計画 中間評価報告書

福岡市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）では、地域福祉の進展を図るため、6年を目安に事業や活動を計画的にどのように進めていくのかを整理した「地域福祉活動計画」を策定している。

令和6年度は、令和3～8年度を計画期間とする第6期地域福祉活動計画（以下、「本計画」という。）の中間年に当たるため、計画の進捗状況を確認し、必要に応じて計画後期に向けた見直しを行うため、中間評価を実施した。

1. 中間評価の方法

本計画策定委員会の委員（分野）から選出した委員を構成員として組織した「第6期地域福祉活動計画中間評価委員会」（以下、「委員会」という。）を開催して評価を行った。

また、市社協が地域福祉の推進を図るために設置している3つの部会（地域福祉部会・民生委員児童委員部会・施設部会）及び各区校区社協会長会において、中間評価の重点項目のうち連携や協働などの関連性が深い項目について意見を聴取し、委員会としての評価を判断するための参考とした。

（1）委員構成

分 野	所 属 ・ 役 職	氏 名
校区社会福祉協議会	福岡市社会福祉協議会地域福祉部会 部会長	行徳 収司
民生委員児童委員協議会	福岡市民生委員児童委員協議会 常任理事 （高齢者部会長）	田中 香代子
自治協議会	福岡市自治協議会等7区会長会 代表	小山 毅
社会福祉法人関係	福岡市社会福祉協議会施設部会 副部会長	松崎 剛
ボランティア関係	福岡市 NP0・ボランティア交流センター あすみんセンター長	中村 善輝
学識経験者	九州大学大学院 人間環境学研究院 教授 ※第6期計画策定委員会委員長	高野 和良
	久留米大学 地域連携センター 顧問 ※第6期計画策定委員会副委員長	浜崎 裕子
行政機関	福岡市 福祉局 生活福祉部 地域福祉課長	久田 惣介
市社会福祉協議会	福岡市社会福祉協議会 事務局長	佐伯 正治

（2）中間評価の経過

開 催 日	会 議 等	協 議 内 容
9月18日	第1回 中間評価委員会	○正・副委員長の選任について ○中間評価の方針について ○中間評価の方法について ○中間評価にあたり留意すべき社会情勢・政策動向について ○重点項目の進捗状況・自己評価について
11月26日	地域福祉部会	○関連性が深い重点項目に関する意見聴取
12月4日	民生委員児童 委員部会	○関連性が深い重点項目に関する意見聴取
12月上旬	各区 校区社協会長会	○関連性が深い重点項目に関する意見聴取

開催日	会議等	協議内容
12月18日	第2回 中間評価委員会	○中間評価の方法について（一部変更） ○重点項目の進捗状況・自己評価について
1月9日	施設部会	○関連性が深い重点項目に関する意見聴取
2月10日	第3回 中間評価委員会	○評価委員会及び部会等における意見と委員会評価（案）について ○中間評価報告書（案）について

（３）中間評価の視点

重点項目の「取組みの方向性」に対する進捗状況・成果や課題等を踏まえ、下記の視点で評価を行った。

評価	評価の視点
A：順調	目標を十分に達成しており、このまま取組みを継続していくことが適当
B：おおむね順調	取組みの進捗状況に課題はあるものの、目標をある程度達成しており、課題に留意しながら取組みを継続していくことが適当
C：やや遅れている	目標達成に向けた取組みの進捗が不十分であり、目標達成に必要な方策についての検討が必要
D：遅れている	目標達成に向けた取組みが進捗しておらず、方策の見直しが必要

※評価期間の前年度である令和2年度実績に対して、「増加している」「拡充している」「進展している」取組みについては「A」または「B」の評価とし、「減少している」「縮小している」「後退している」取組みについては「C」または「D」の評価とする。

2. 中間評価の結果等

委員会においては、各重点項目の「取組みの方向性」の進捗状況・成果と課題、及び計画後期（令和6～8年度）に向けた今後の方向性について確認し、評価を行った。その結果を踏まえ、各重点項目の評価を行うとともに、本計画の総合的な評価や一部見直しを行った。

（１）重点項目の評価

重点項目の中間評価の結果は、以下のとおりである。

	重点項目	評価
1	「つながりの場」としての地域づくりをさらに進めます ～住民主体の小地域福祉活動の推進～	B
2	つながることをあきらめない“未来のつながり”のために ～ボランティアによる社会参加の拡大～	B
3-1	地域で芽吹いた苗を強く確かなものに 「身近なところに子ども食堂があるまち」を目指します ～地域の子どもプロジェクト～	A
3-2	地域にあった買い物の仕組みづくりを支援します ～買い物支援～	B
3-3	最期まで自分らしく暮らすための備えをサポートします ～「終活」支援～	A
3-4	地域生活課題の解決に向け、強固で柔軟な事業連携・組織連携を図ります ～社会福祉法人等とのさらなる連携・協働～	B
3-5	よりよい社会をつくりたいと願う有志の結集を図ります ～「ファンドレイジング」を組み込んだ社会課題解決の仕組みづくり～	B
4	無縁社会に新たな縁をつくり、「個人の尊厳」と「その人らしさ」を支えます ～権利擁護事業の拡充～	B
5	「住まい」と「日常生活支援」の一体的提供を軸に、安心の実現を目指します ～居住支援の推進と空家・空室の活用～	B
6-1	個人情報に過剰に反応せず、適正かつ有効な活用をすすめます ～個人情報の保護と活用～	C

重 点 項 目		評価
6-2	多様性を尊重する共生型地域の実現に向けた福祉教育を目指します ～福祉教育の推進～	B
7	要支援者を排除することなく、「共に生き、相互に支え合うことができる地域」づくりに力を発揮する地域福祉ソーシャルワーカー（CSW）を育てます ～地域福祉ソーシャルワーカー（CSW）の働き～	B

（２）総合的な評価

委員会においては、本計画のビジョンである「地域共生社会の実現 ～つながりで“元気” “安心” なまちの実現～」に向け、各重点項目の「取組みの方向性」に沿った様々な取組みが概ね進められていることを確認し、いずれの重点項目も一定程度進展しているとの評価を受けた。

特に以下の３点については、高く評価された。

① 「つながりの場」としての地域づくりのさらなる推進

本計画はコロナ禍という非常事態の中で策定した。そのため、様々な取組みが従来どおりには実施できない状況下ではあったが、計画総論で掲げている「はなれても つながる コロナ禍でも活動を止めない」をキーワードに、知恵を出し合いアイデアを持ち寄って、アフターコロナを見据えた活動の継続を支援するための取組みが進められている。

令和５年５月に新型コロナの感染法上の位置づけが５類に引き下げられて以降は、地域での様々な活動もコロナ禍前に近い状況まで回復しており、特にふれあいサロンや子ども食堂などの居場所づくりと、地域との協働による買い物支援の仕組みづくりは、計画当初より顕著な伸び・成果が見られる。

また、様々な事業を展開するなかで、福祉施設・事業所や企業、大学等といった多様な主体と連携・協働した取組みが拡大している。

② 最期まで自分らしく暮らすための終活支援

令和元年度に開設した終活サポートセンターでは、常設の相談窓口や終活アドバイザーによる予約制相談などにより、相続や葬儀、死後事務など終活に関する幅広い相談に対応しており、相談者は年々増加傾向にある。また、高齢者に限らず幅広い年代に対し「将来への備えが人生を豊かにする」ことを啓発するための終活出前講座も好評を得ており、実施件数・参加者数のどちらも増加している。

身寄りがない人と契約して死後の不安を解消する死後事務委任事業についても相談件数は増加しており、特にコロナ禍では死を身近に感じる人が増えたことを反映し、突出した件数となっている。

③ 社会課題解決モデルの開発と拡充

「福岡から日本の社会課題を解決する」という市社協のミッションを果たすため、専門職・企業・NPO・当事者団体等との協働による、新たな社会課題解決の仕組みづくりが進んでおり、最期まで自分らしく暮らすための備えを支援する終活の相談窓口では、相談の中から浮かび上がってきた「障がいやひきこもりの子の親なき後の課題」に対応する事業を、令和６年３月に開始した。

また、他都市の社協では取組みが少ない居住支援や空家の福祉活用などの先駆的な取組みを進めたほか、これらの取組みを安定的に継続できるよう、組織の体制強化やファンディングによる財源の確保についても積極的に進めている。

（３）「取組みの方向性」の一部見直しについて

重点項目 6-1「個人情報に過剰に反応せず、適正かつ有効な活用をすすめます」については、現状を踏まえ、一部見直すこととなった。

当初は、「地域福祉活動における個人情報共有化に関する取扱いの指針」（以下、「指針」という。）とは別に、ハンドブックを作成することとしていた。しかし、コロナ禍により令和3～5年度の出前講座が計14件の実施に留まっており、また地域活動者の交代などにより地域福祉活動における個人情報の取扱いの共通認識が薄れている状況が生じている。

このため、地域福祉活動と切り離すことのできない「個人情報の適切な活用」を促す本重点項目を進めるためには、出前講座の実施拡大が必要であり、出前講座の教材となる指針に個人情報保護法の改正内容を反映させ、近年の好事例を掲載するなどの改訂を行うことが、ハンドブックの作成より重要であるとされた。よって、ハンドブックの作成は行わず、評価の対象としないことが、委員会承認された。

3. 今後の方針

中間評価の実施により明らかになった課題等を踏まえ、今後、計画後期についても、引き続き重点項目を中心に以下の視点に留意して取組みを進める。さらに、地域共生社会の実現に向け、次期計画である第7期地域福祉活動計画へ反映させていく。

（１）地域福祉活動の担い手を増やす取組み

団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年を迎え、これまで地域福祉活動の担い手であった人たちの高齢化が進んでいる。また、共働き世帯の増加、定年延長等で高齢者の就労が増えたことなどにより、地域福祉活動に参加する住民は減少している。地域福祉の重要な担い手である民生委員・児童委員も欠員となる地区が増えているなど、地域福祉活動に携わる人材の確保が大きな課題となっており、将来の民生委員・児童委員候補者にもつながる担い手づくりや地域福祉活動への協力者を増やす支援に積極的に取り組んでいく。

① 担い手づくりと地域の負担軽減

より多くの担い手づくりのため、これまで地域福祉活動に関心のなかった人たちへのアプローチとして、趣味や特技を活かせるボランティア活動の提案や講座の企画を行い、新たな人材を地域福祉活動に結びつける。

また、ボランティアセンターの個人登録者を地域福祉活動に積極的にコーディネートする。あわせて、担い手の負担軽減を念頭においた事業の見直しや、ICTを活用した新たな手法の導入などに取り組んでいく。

② 企業等の多様な主体の参画促進

地域住民主体の活動において、地域に居住する「個人」に限らず「法人」も担い手として捉えるという発想を含め、社会福祉法人・福祉施設・企業・学校などの多様な主体との協働を意識した幅広い視点での担い手の発掘・養成を積極的に進める。

また、地域貢献をしたいが何をどう始めたらよいか分からないという企業も見受けられるため、企業と連携した取組み事例の収集・発信を強化する。

（２）孤独・孤立を防ぐ取組み

未婚化や価値観の多様化などを背景として高齢者に限らず単身世帯が増加し、人と人とのつながりが希薄化している。今後さらに深刻化が見込まれる孤独・孤立の問題に対峙していくためには、いわゆる団塊ジュニアが高齢者となる2040年を見据えた取組みが必要である。

少子高齢化が急速に進行する社会状況においては、もはや家族・親族に頼れることが当たり前でなくなっており、身寄りの有無に関わらず誰もが自分らしく尊厳をもって生活できる社会づくりに取り組んでいく。

① 地域におけるつながりづくりの支援

世代や国籍、障がいの有無を問わず誰もが地域で安心して暮らすことができるよう、校区社協をはじめとする地域団体との協働により、ふれあいネットワーク、生活支援ボランティアなどの日常的な見守りや生活支援の仕組みづくりに取り組む。また、これらの取組みを通して、災害時に安否確認・避難誘導や、助け合いが生まれるような地域づくりを支援する。

併せて、地域での支え合い・助け合いを進めるために必要な個人情報の取扱いについて、適切なルールづくりと活用に向けた啓発を強化する。

また、ふれあいサロン、子ども食堂などのほか、世代や国籍等を問わない共生型の居場所など、多様な居場所づくりに取り組み、新たなつながりを創出する。

さらに、学校や地域、企業に対し、地域での様々な取組みへの参加等を通じた福祉教育を推進し、多様性を認め他者を思いやる心を育て、地域共生社会の実現を目指す。

② 制度の狭間の課題を抱える人の支援

頼れる家族・親族がおらず、地域で孤立し支援が届いていないケースや、制度の狭間の課題を抱えたケースを把握している民生委員・児童委員や相談支援機関等と連携し、アウトリーチの実施により相談を受け止め、多機関協働でチーム支援を行い、社会とのつながりづくりや自立を支援する。

また、既存の制度・サービスだけでは解決が難しい課題については、関係支援団体・機関のほか企業等との協働により新たな資源開発に取り組み、「支え合う共生の意識」の醸成を図る。

③ 自分らしく生きるための終活支援

人生の仕舞い方を考えることを通じて自分らしい豊かな老後を支援する終活支援においては、若い世代を含めた啓発が必要である。また、身寄りがいない人や複合課題を抱えた人が増加しており、誰もが安心して生活を送ることができるよう支援する取組みにおいては、家族機能の社会化が課題となっている。

これらの課題の解決に向け、幅広い年代が終活や身寄り問題を自らの問題として考えられるようなテーマを設定した啓発を進めていく。また、多様なニーズに対応できるよう関係機関等との連携により支援体制を強化するとともに、身寄りの有無に関わらず誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、社会資源の開発を進めていく。